

令和５年度 第１回尾張旭市公民館運営審議会 会議録

１ 開催日時

令和５年８月９日（水）

開会 午後２時

閉会 午後３時３分

２ 開催場所

尾張旭市中央公民館 １０２会議室

３ 出席委員

１０名

改田 世保子、松原 ふき、森下 眞美、久野 博行、佐野 安伸、鬼頭 由子、
秋田 芳忠、齋場 裕子、谷口 和成、荻原 永

４ 欠席委員

２名

竹澤 純子、林 秀和

５ 傍聴者数

０名

６ 出席した事務局職員

５名

教育部長 山下 昭彦、生涯学習課長兼公民館長 鈴木 直子、
生涯学習課公民館係長 戸田 慎也、
生涯学習課公民館係 寺尾 高美、大橋 亜紀子

７ 議題等

○委員及び事務局の紹介

○委員長・副委員長の選出

○報告事項

(１) 令和４年度公民館事業の実施結果について

(２) 令和５年度公民館事業の実施状況及び計画について

8 会議の要旨

公 民 館 長	ただいまの出席委員は、10名です。なお、竹澤 純子委員、林 秀和委員からは欠席の連絡をいただいております。 尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則 第17条にあります「委員の過半数」の要件を満たしておりますので。ただいまから、令和5年度第1回尾張旭市公民館運営審議会を始めさせていただきます。 今回、6月1日付けで、公民館運営審議会委員の改選がございましたので、新しい委員長が決まるまで、公民館長の鈴木が進行を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。 なお、この審議会は会議公開制度により公開となっております。会議の傍聴とホームページ等による会議録の公開が行われますので、ご承知置きいただきますようお願いします。 それでは、最初に教育部長から、ご挨拶申し上げます。
教 育 部 長	【教育部長あいさつ】
公 民 館 長	ありがとうございました。 それでは、次第の2、「委員及び事務局の紹介」を行います。名簿をご用意ください。 今回は、委員改選後の初めての会議ですので、委員の皆さまには、自己紹介をお願いいたします。 紹介の際は、着席したまま、所属団体とお名前をお伝えいただければ結構でございます。改田委員から、お座りの順に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。
各 委 員	【委員自己紹介】
公 民 館 長	ありがとうございました。 続きまして、事務局職員を紹介いたします。 先ほど挨拶いたしました教育部長、公民館長を除き、事務局も自己紹介をさせていただきます。
事 務 局	【事務局自己紹介】

公 民 館 長	それでは、議事に入る前に、新しく委員になられた方がお見えになりますので、公民館運営審議会の役割等について簡単に説明させていただきます。 公民館運営審議会は、「社会教育法」及び「尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例」の規定に基づいて設置されており、公民館長の諮問に応じて、公民館における各種の事業の企画実施について、調査審議していただくことを設置目的としています。 委員は、学校教育及び社会教育の関係者及び学識経験者等の中から教育委員会が12名の方を委嘱させていただきました。うち2名の方は、公募によって選ばれた委員さんです。 また、任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間でお願いをしております。 会議の進め方でございますが、このあと委員長が決定しましたら、委員長が議長となって議事を進めていただき、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長において決させていただきます。
公 民 館 長	次に、次第の3、「委員長・副委員長の選出」を行います。 公民館運営審議会の委員長・副委員長は、尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則 第15条の規定により、委員の互選によることとされております。 まず始めに、委員長の選出ですが、どなたか立候補、又はご推薦いただける方はいらっしゃいませんか。
秋 田 委 員	【秋田委員 挙手】
公 民 館 長	秋田委員
秋 田 委 員	尾張旭市地文化協会でご活躍されており、当審議会でも長年委員を務めてみえます、改田世保子さんを委員長に推薦します。
公 民 館 長	ただいま、秋田委員より委員長に改田委員を御推薦していただきましたが、ほかにございませんか。 ほかにないようですので、改田委員に委員長をお願いすることで御異議ございませんか。御異議がなければ、拍手をもって

	御賛同いただけますでしょうか。
委 員	【拍手】
公 民 館 長	異議なしということでお認めをいただきましたので、改田さんに委員長をお願いすることにいたします。このあとは改田委員に委員長席にお座りいただきまして、一言御挨拶をいただいた後、議事を進めていただきますので、よろしくお願いいたします。
改 田 委 員 長	【就任あいさつ】 続きまして、副委員長の選出ですが、先ほど事務局から説明があったとおり、委員の互選によることとされております。 副委員長の選出については、どのような方法がよろしいでしょうか。
秋 田 委 員	【秋田委員 挙手】
改 田 委 員 長	秋田委員
秋 田 委 員	委員長に一任が良いと思います。
改 田 委 員 長	委員長に一任の提案をいただきましたが、ほかに御意見はございますか。 ほかに御意見がないようですので、私から副委員長を指名させていただきます。
委 員	【異議なし】
改 田 委 員 長	それでは、副委員長には、公民館自主活動サークルのフォト旭の代表であり、長年委員を務めてみえて、御経験も豊富である、佐野安伸委員を指名させていただきます。 佐野委員は、副委員長席にお座りいただき、一言御挨拶をお願いいたします。
佐野副委員長	【就任あいさつ】

改 田 委 員 長	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 本日の委員会は、報告事項が2つとなっております。 まずは、次第の4、報告事項 「(1) 令和4年度公民館事業の実施結果について」事務局から説明してください。
事 務 局	【(1) 令和4年度公民館事業の実施結果について 説明】
改 田 委 員 長	ただいまの報告について、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。
荻 原 委 員	公民館講座の位置付けですが、資料本文中に「多様な学習意欲に応じるため」に講座を開催したとなっておりますが、学習意欲というと、座学が中心というイメージがしますが、実際に開催している講座は、決してそういうものだけでなく、ダンスや体操があり、学習意欲という位置付けでくくってしまうことが、適切かどうかと疑問に思いました。 他にも質問がありますが、1つずつのほうがいいですか。
改 田 委 員 長	1つずつでお願いします。
公 民 館 長	確かに学習意欲と言いますと、座学を連想されると思いますが、今後は、表記について考えていきたいと思います。実際、ヨガなどの講座が多いのも実情ですので、良い表現を考えたいと思います。
荻 原 委 員	社会教育関連団体の育成がありますが、指定される条件は何か。また、団体数が減ったとのことですが、どういう理由でしょうか。 また、増やす必要があるのであれば、そのための方策はありますか。
事 務 局	社会教育関連団体については、公民館で1年以上活動している団体で、会員が10名以上で、そのうちの市民の割合が7割以上です。 毎年4月頃に、団体から申請をいただき、基準を満たしていれば

	ば、許可をし、利用料が半額減免となります。 減った原因は、コロナによって、会員が減ったことや、活動自体を中止したことによるものかと思います。 今後は、社会教育関連団体を増やしていきたいと思いますので、周知をしていきたいと考えております。
改 田 委 員 長	御理解いただけましたでしょうか。
荻 原 委 員	確認ですが、10名以上で、活動が1年以上、構成メンバーのうち市民が7割以上の条件を満たしている。そういう団体であれば、申請できるわけですね。申請用紙はどこにありますか。
事 務 局	ホームページに掲載してありますし、中央公民館にお問い合わせいただければ、お渡しします。 申請には、名簿などの添付も必要ですので、ご説明させていただきます。
公 民 館 長	添付書類として、規約や収支予算書等も必要となりますので、中央公民館に御相談いただければと思います。もし、そのような団体がありましたら、御紹介いただければと思います。
事 務 局	予算決算は、会費が1人いくらで、講師を呼んで行うような活動内容であれば、講師料がいくらというものになります。 規約については、代表、会計がいてというものになりますが、分かりにくい点もあるかと思うので、他の団体のものを参考にさせていただくこともできますので、御相談いただければと思います。
荻 原 委 員	地区公民館で長年活動している団体に、規約があるのかどうか、予算決算があるのか、私自身も作ったことがないものですか、どんぶり勘定ではなく、そういうものがあるのだなと思って、ハードルが高いのかなと思いました。
森 下 委 員	どの団体も提出しているわけですか。
公 民 館 長	そうです。

森 下 委 員	初めて申請する場合は、予算だけですが、決算はまだないと思います。
公 民 館 長	1年以上継続して活動しているのが条件ですので、決算もあるかと思います。科目の主なものは、公民館利用料や講師の謝礼、会費になるかと思います。予算決算というとなかなか難しいイメージがあるかもしれませんが、ほとんどの団体がこの内容で記載されております。
改 田 委 員 長	減免団体は、意外と難しいですね。面倒くさいから減免無しで有料という団体もありますね。
秋 田 委 員	公民館まつりに出るのも条件ではなかったでしょうか。
公 民 館 長	今は変わりました、以前は、社会教育関連団体は公民館まつりに参加してください。となっておりますが、今は御協力いただける団体はという形となっております。
荻 原 委 員	公民館庶務事業でお伺いしたいのですが、地区公民館において、健康チェックを行う機器が置いてあるかと思いますが、これは、庶務事業として実施されていると思っていたのですが、資料に掲載されていないのですが、これは別のものなのでしょうか。
事 務 局	元気まる測定のことかと思いますが、健康課が実施している事業で、公民館に機器を置かせてほしいとのことで、東部市民センターなど、公民館以外の施設にも設置してあります。公民館の事業ではないです。
公 民 館 長	公民館は場所を貸しており、保健福祉センターの健康課が予算をもっています。
荻 原 委 員	公民館でも置いてあるところとないところがありますよね。これは、健康課がこの公民館を希望したということですか。
公 民 館 長	そうです。スペースの問題もあり、置けない館もあります。

	公民館においてあるということは、公民館の利用者が使用することが目的になっているかと思います。他部署の事業だとしても、公民館としてどうサポートしているのか、どこかに記載があったほうがいいのではないかと思います。
公 民 館 長	公民館の予算に関わる内容のみ記載しております。
改 田 委 員 長	他によろしいですか。 他に御意見、御質問もないようですので、続きまして、報告事項「(2) 令和5年度公民館事業の実施状況及び計画について」事務局から説明してください。
事 務 局	【(2) 令和5年度公民館事業の実施状況及び計画について 説明】
改 田 委 員 長	ただいまの報告について、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。 初めての方もみえるかと思うので、詳しく聞いていただければと思います。
森 下 委 員	公民館の Wi-Fi 環境はどんな状況でしょうか。
事 務 局	中央公民館は、101、102、2階の201～204、3階の301、302に、壁面に情報コンセントボックスが設置されており、Wi-Fi が利用でき、受付で Wi-Fi ルーターを借りていただければ、利用できます。Wi-Fi ルーターは4台あります。地区公民館は、一部の館が2階の1部屋ですが、1階の部屋にも利用できるようになっています。 こちらにもルーターがありますので、予約時に申し出ていただければ、利用できます。ただ、フリーWi-Fiではありません。せっかく整備したものですので、貼紙をするなど、利用の周知を図っていききたいと思います。 また、2階のみしかない地区公民館についても、1階の部屋でも利用できるよう順次整備していきたいと考えております。
佐野副委員長	各部屋の温度管理は、どのような方針で行っていますか。また、

	夏場は何度、冬場は何度など、周知はどうしていますか。 先日、中央公民館の部屋で冷え過ぎていたため、設定温度を上げようとしたところ、操作ができないようになっていました。
公 民 館 長	この部屋にも壁に貼ってあり、夏場は 26 度、冬場は 20 度で、エアコンのリモコンにも貼ってあります。市の基準に合わせてあります。
事 務 局	その部屋は 3 0 6 音楽室ですか。
佐野副委員長	そうです。
事 務 局	3 0 6 音楽室については、室外機が急激に設定温度を下げると、オーバーヒートを防ぐために、停止するとの点検業者からの指摘があり、リモコンで設定温度を変更できないようにカバーがしてあります。活動内容によっては、その設定温度でも暑いとの意見もありますが、寒いと感じるようであれば、受付にお申し出いただければ、変更しますが、中にはカバーを外して変更される方もありますが、オーバーヒートしてしまうと、停止してエアコンが効かなくなってしまうです。
改 田 委 員 長	設定温度が書いてあっても、守らない方も意外といらっしゃいますよね。最初暑いので、とりあえず冷やすということで、設定温度を下げてしまいますね。本来は、そのままがいいとは思いますが。
公 民 館 長	冷えたら戻してもらえるいいですが。
佐野副委員長	冷え過ぎるといえるか、寒い状況になるときもあります。
公 民 館 長	3 0 6 音楽室の温度管理については、受付職員で対応しますので、よろしくお願いします。
齋 場 委 員	部屋の利用状況ですが、中央公民館に限るのかもしれませんが、どの部屋も会議形式の机の配置になっているかと思います。今日のこの部屋のように、位置をずらした場合は、終わった後

	に元に戻す形になります。音楽室という名前の部屋でも会議形式の机の配置になっていまして、活動するときは、机を移動させ、終わったら、元に戻します。音楽室なのに、会議形式に戻さないといけないのか、前から疑問に思っていました。本日、初めて出席し、やっと聞くことができると思っていました。
公 民 館 長	音楽以外でも利用する部屋になっていますので、机が設置してあります。
齋 場 委 員	音楽以外での利用のほうが多いですか。
公 民 館 長	音楽関係での利用が多いと思いますが、会議でも使用する場合もあり、様々な方の利用がありますので、音楽専用の部屋になっていないのが現状となっています。
齋 場 委 員	どの音楽室も会議形式になっていますので、どこか1つでも机がないといいのですが。
公 民 館 長	今後の参考とさせていただきます。
秋 田 委 員	色々な目的で公民館を利用されますので、音楽室は音楽としても使えますよと、理解していました。机の移動で、他のメンバーから同じような意見を聞いたことはないですが。
改 田 委 員 長	空いている部屋ならどこでもいいときに、空き状況を聞くと、音楽室であることもあります。音楽室は音楽だけができるいいのですが。御理解いただければと思います。
荻 原 委 員	3つあります。 1つ目は、地区公民館を利用しています。その中で、継続して活動している団体もたまたま使用したい団体も同時に先着順で予約することになっています。継続して活動している団体は、予定している日時が押さえられないと、活動の継続に支障をきたしてしまいます。継続して活動している団体については、使用について優遇できるような措置はできないか。 中央公民館では、システムに登録すると、3か月前から予約

	が取れるかと思いますが、地区公民館はそういうシステムがないので、常に先着順になります。毎月不安と戦いながら、申し込みのために並びます。継続して活動している団体には優遇することはできないか。 2つ目は、私は、スポーツ吹き矢をやっていますが、ある程度広さが必要です。公民館の案内チラシを見ても、定員の記載はありますが、広さの表示がありません。そのため、実際に部屋を見て、メジャーで測ったりして、活動できるかどうか決めています。できれば、会場の広さがわかるようにホームページなどに記載してほしいと思います。 3つ目は、公民館の全体の利用状況は一覧になっていますが、空き状況が平日や土日で、どちらのほうが、空いているのか空いていないのかは、申し込んでみないと分からない。できれば、この館は、土日のほうが活動しやすいですというような、目安がわかれば、会場探しも全く手探りで行くよりも、助かるなと思います。個人的な要望のような内容ですが、そのように感じております。
公 民 館 長	1つ目は、他の方からも同じような意見をいただきますが、公民館活動の公平性の観点から難しいと思います。 2つ目は、広さについては、ホームページに掲載できるか検討します。
荻 原 委 員	1つ目について、公平性と言われましたが、東部市民センターなどが行っているように、継続団体は、1か月先に予約ができます。中央公民館もそうですよね。
事 務 局	中央公民館は、4か月前が抽選になりますが、先着順については、中央公民館も地区公民館も同じです。中央公民館でも先着順で並べれます。
荻 原 委 員	抽選で申し込むことができるわけですね。 事前に登録した団体は、多少の優遇を図っているわけです。東部市民センターや渋川福祉センターも同じかと思います。
公 民 館 長	東部市民センターや渋川福祉センターは、以前担当していた

	ことがあります、同じ方式です。ただ、地区公民館の中には、3 か月先の先着順の前に、各自が台帳に記入する形を取っており、重なった場合は、話し合いをするとのこと。館によっては、工夫しているところもあります。
荻原委員	公平性は大前提だと思いますが、継続して活動している団体とたまたま使用したい団体が同じタイミングであるのはどうなのかと思います。それを公平性というのかと思います。
齋場委員	色々な意見があるかと思いますが、私の団体のように新しく活動を始めた団体にとっては、今の方法で、ドキドキしながら結果を待っています。 中央公民館では、アサヒフレッシュサウンズさんのような、長年活動している団体がある中で、数年前に新たに参入した団体であるので、迷惑かもしれませんが、特権がない分、私の団体でも活動することができています。
秋田委員	アサヒフレッシュサウンズは長年継続して活動している団体ですが、中央公民館で団体登録をしていますので、同じ条件です。4 か月先の抽選申込をして、当たるかどうかは一緒ですので、私もドキドキしています。 登録している団体であれば、何の差もつけられていないので、長く活動しているから優遇されているということはないと思っています。
荻原委員	登録していないと、3 か月ですよ。
秋田委員	中央公民館は登録していないと使えないですね。
荻原委員	使えないんですね。私は、地区公民館を使っているの、そう思っていたわけですが。
公民館長	逆に新規の団体から苦情もいただいております、いつも取れない。委員の皆さんが言われたとおり、色々な意見があるかと思いますが、この制度を継続していきたいと思っています。 また、部屋の広さについては、他の施設は掲載しているようで

	すので、公民館も掲載できるにしたいと思います。 3つ目の利用状況は、各館において、状況が違いますので、各館にお問い合わせいただくのがいいかと思います。
改 田 委 員 長	公民館を予約するのは大変かと思います。白鳳公民館で毎週活動していますので、毎月並ばなくても優先的という意見もメンバーの中にはあります。ただ、そうすると新しい団体が利用できないので、「仕方ない」安く借りているのだから、我慢しましょうと言っています。この問題はどこまでいってもあるかと思います。
公 民 館 長	御理解いただければと思います。
改 田 委 員 長	いかがでしょうか。御自身で調べて利用いただければと思います。 他になれば、その他に移ろうかと思いますが。
荻 原 委 員	もう1つだけよろしいでしょうか。 公民館の講座や利用状況については、この資料をみれば、わかると思います。また、年度当初の作成されている「生涯学習講座一覧」があります。この中には、公民館以外が実施している講座も含めて掲載されています。これは、市民の要望や関心に合わせて、多彩な内容のものを提供するためのものかと思います。公民館以外の講座は関係ないよではなく、市として市民の要望や関心にどう対応しているのかなどのトータルでの把握と問題整理がないと、せっかく作成していても、リンクしていない。公民館だけの把握では、トータルとしての見直しや議論を深めていかないわけです。それでいいのかと思います。 そういうものだからそういうものですと言われれば、そうなんです。市全体の状況を把握しながら、公民館の活動をどう位置付けして、整理していかないと、公民館活動が正しく把握されていかないのかと思います。 何でそう思うかといいますと、公民館以外での講座については、すごく偏りがあります。ある施設では、募集されている講座の3分の2が同一講師による同一講座です。そういう事態が起こっているわけです。その施設で活動したいと申込みに行っ

	ても、新規の申し出は受け付けていないからと、門前払いになりました。公民館活動が生涯学習について、市民の要望や関心に広く答えていくのであれば、もう少しトータルでの視点をもっていたいただければと思います。 せっかくこれだけの冊子を作成してみえるので、これに対する受け皿がないのではないかと思います。
公 民 館 長	市以外にも大学なども含まれていますので、公表できるかわかりませんが、公民館としては、生涯学習情報を提供するという役割で冊子を作成しています。他の講座の状況については、事務事業評価において、実施状況はわかると思います。よろしければ、そちらをご覧ください。 要望にお応えすることは難しいです。
荻 原 委 員	わかりました。
改 田 委 員 長	他によろしいですか。 他に御意見、御質問もないようですので、終了します。 その他、事務局から連絡事項はありますか。
事 務 局	次回の公民館運営審議会につきましては、11月下旬から12月あたりを予定しております。 10月に入りましたら、委員の皆様の御都合をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。
改 田 委 員 長	全体を通して、何か御意見、御質問等がありますか。 ないようですので、以上をもちまして、第1回公民館運営審議会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。